

# 公益社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト 正会員規程

(目的)

**第1条** この規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人アクト・ビヨンド・トラスト（以下「この法人」という）の正会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

**第2条** この法人の正会員として入会しようとする個人に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の決議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別表（下記）により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

**第3条** 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

**第4条** 正会員について、入会金は設けない。

2 正会員について、会費として年額9,600円を毎年度5月末までに納入しなければならない。

(退会事由及び手続)

**第5条** 正会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第12条の定めにより、退会以外の事由により、正会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、正会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

**第6条** 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を

決定し、これを申込者に通知する。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 10 年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

**第 7 条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

## 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、2025 年 6 月 1 日より施行する。

(別表)

## 入会申込書に記載する主要事項

### 1 正会員

#### (1) 入会に際しての誓約

(例文)「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

#### (2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・メールアドレス

#### (3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・メールアドレス

#### (4) 会費請求書及び資料等の送付先

#### (5) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

－機関誌等での公表とその範囲（氏名、勤務先）

－勤務先からの問合せがあった場合（氏名、会員種別、入会日）